

1 コミュニティ・スクールの推進

(1) 「コミュニティ・スクール」とは

- 学校運営協議会を設置した学校のこと
- 学校運営協議会を核として、学校と地域・家庭が共通の目的やビジョンに向かって、連携・協働しながら取り組んでいく仕組み
- 保護者や地域住民の学校運営への参画や支援・協力を進め、ネットワークの形成や信頼関係を深め、よりよい教育（※1）の実現と地域の活性化を進める。

※1 よりよい教育とは、「学校運営の改善」と「児童生徒の健全育成」 【規則第2条】

(2) 学校運営協議会とは

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」【第47条の5】に基づき、学校と地域が一体となって学校づくりを進めるために、学校ごとに設置される、「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議する機関

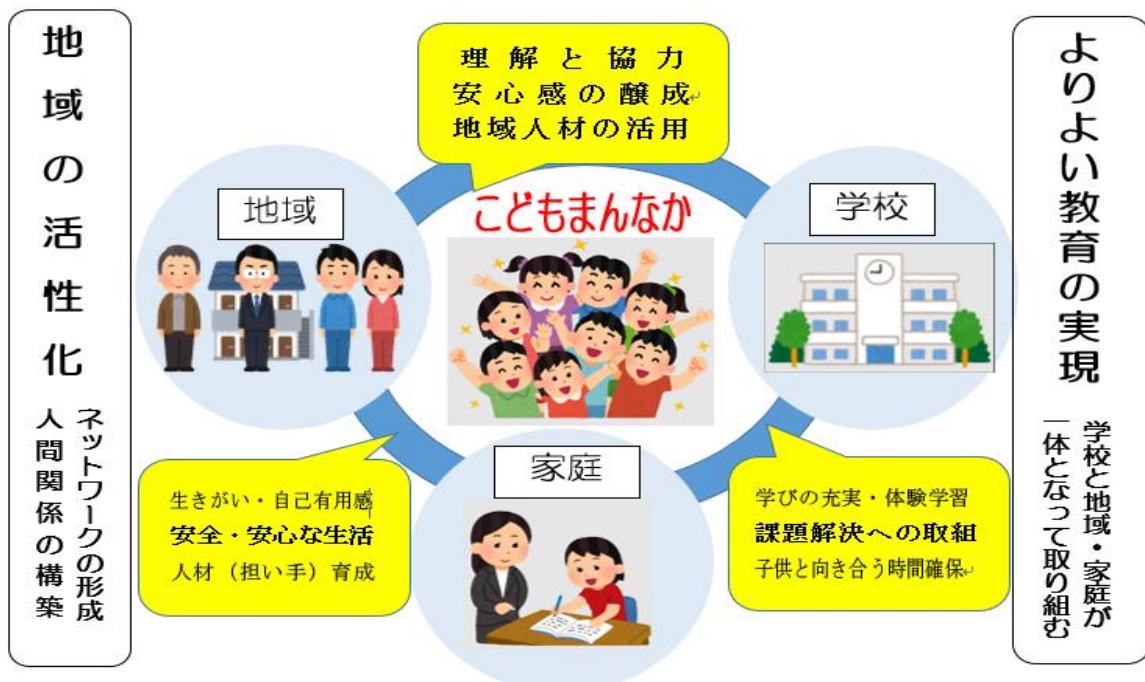
〈学校運営協議会の3つの機能・権限〉

- ・校長が作成する学校運営の基本方針(※2)を承認する。 【規則第4条】
- ・教育委員会又は校長に対して、学校の運営に関する事項について意見を述べるができる。 【規則第5条】
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項(※3)について、教育委員会に意見を述べることができる。（建設的な意見、個人を特定しない） 【規則第5条】

※2 ①教育課程の編成 ②学校経営計画 ③組織編成 ④予算編成と執行 ⑤施設設備

※3 ①学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見で個人を特定しない、一般的なもの
②対象学校の校長が意見を求める事項 ③教育委員会が意見を求める事項

コミュニティ・スクール導入により期待される効果（イメージ図）



(3) 地域と学校の協働活動

○学校運営協議会の協議（熟議※4）をもとに、共有された目標・ビジョンに沿って、地域の方々、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

※4 熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと

- ①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、②課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、④解決策が洗練され、⑤個人が納得して役割を果たすようになるプロセス（文科省）

協働活動の例

①児童生徒の見守り活動

- ・登下校時の見守りや付き添い ・校門や通学路、駅等でのあいさつ運動
- ・校舎やグラウンドの巡回 など

②学習支援や補助活動

- ・生活科のゲストティーチャー（昔遊び）、理科の実験や観察補助（準備や後片付け）
- ・総合的な学習の時間（環境問題）、社会科等での講師（暮らしの伝承）
- ・本の読み聞かせ（朗読） ・水泳指導やスキー教室での指導
- ・クラブ活動や部活動での指導 ・14歳の挑戦事業での受け入れ
- ・授業支援（調理・習字などの実習補助）、放課後等の学習支援 など

③特別支援教育補助

- ・特別支援学級への学習補助、車いす等の介助、
- ・配慮を要する児童生徒の見守りや安全確保 など

④学校行事の補助

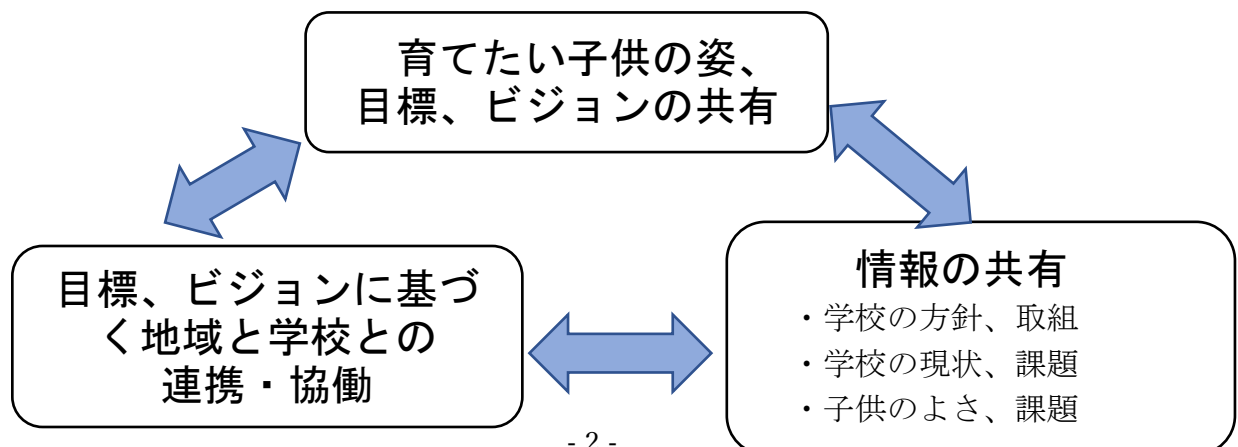
- ・運動会や合唱祭等の準備や後片付け ・写真やビデオ撮影
- ・校外活動の付き添いや安全確保 など

⑤環境整備

- ・学校花壇や学校菜園の整備 ・図書の本棚の整備 ・校舎や学校周辺の清掃など

⑥地域活動

- ・子供が参加する地域行事（祭り）や公民館活動のサポート など



2 年間スケジュール

| | 業務内容 | 運営協議会の開催(例) |
|-----|---|--|
| 2月 | ○委員の選出と申立書準備 ○委員任命に関する申出書提出 | |
| 3月 | ○委員任命決定通知書の配付 | |
| 4月 | ○実施計画書の作成・提出 ○任命書の作成・交付 ○委員債主登録 | 第1回 ○学校運営方針の説明 承認 ○学校課題、年間の取組について協議等 |
| 5月 | ○各回開催に係る資料準備 ○協働活動の推進 ○HP や学校だより等での情報 発信 | |
| 6月 | | |
| 7月 | | 第2回 ○活動参観 ○学校課題に係る熟議 ○運営方針を踏まえ取組の報告 等 |
| 8月 | | |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | 第3回 ○学校評価に係る協議 ○次年度の方針に関する協議 等 |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | ○実施報告書の作成・提出 | |

3 学校運営協議会までの準備等

(1) 提出書類

- ① 「学校運営協議会委員任命に関する申出書」 学校 → 市教委事務局 **様式1**
2月末までに提出 電子データ
- ② 「学校運営協議会実施計画書」 学校 → 市教委事務局 **様式2**
5月末日までに提出 電子データ
- ③ 「債主者登録」 学校 → 委員 → 市教委事務局
第1回学校運営協議会で委員に配付し、後日市教委事務局に送付
★報酬辞退の場合は不要、第1回協議会で報酬辞退の意思確認を行う。

(2) 委員について

協議会の委員は、保護者、地域住民、教職員、学校の運営に資する活動を行う者等のうちから、校長の意見を踏まえ、教育委員会が任命します。 【規則第8条、9条、11条】

- ・身分 非常勤の特別職公務員となり、守秘義務が課せられます。
- ・任期 任命された日から当年度の3月31日まで(1年間)
- ・報酬 年間5000円(交通費等なし)
- ・定数 15名以内

★「学校運営協議会委員任命に関する申出書」には、所属団体の長に就任予定であっても個人名を記載してください。

- ・委員の中から、会長、副会長を各1名互選します。【規則第12条】
- ・委員の中から、推進員を選出します。
- ・規則第14条に基づき、年度当初に委員に対して役割等について、教育委員会が説明する機会を設けます。

4 学校運営協議会の開催

(1) 会議前

- ① 協議会の開催に係る窓口
委員等からの問合せに対応する担当(教頭等)を決めておく。
- ② 開催案内
協議会開催の1か月前を目安に委員に開催案内を送付する。 **様式3**
- ③ 出席確認
会議は委員の過半数で成立し、議事は出席の委員の過半数で決するため、事前に委員の出欠を確認できるようにしておく。【規則13条】
- ④ 傍聴希望者への対応
学校運営協議会は、「特別な事情がない限り公開する」こととしており、地域の方や保護者、他校の校長等から傍聴希望があった場合は、可能な限り受け入れる。ただし、個人情報 の適正な管理に支障がある場合や広く公開することで学校の運営に支障が生じる恐れがある場合など、議事によっては非公開となる場合があることを傍聴希望者に伝えておく。【規則第14条】
- ⑤ 席札・はり紙の準備
必要に応じて準備する。

(2) 会議当日

- ① 会議の運営・進行 **【規則13条】**
会長が議長を務める。1回目の会長選出までは、事務局が進行を務める。2回目以降は会長が議長となり、議事を進行する。進行案の様式については、加除修正して使用する。 **様式4** **様式5**
- ② 会議の内容・要素等について **【規則7条】**
ア 情報の共有
 - ・学校、保護者、地域が一体となって連携・協力活動を進めるためには、相互理解を深めていく必要がある。まずは、学校の現状・課題、取組や、市全体の取組を積極的にお知らせし、保護者や地域の学校教育に対する関心や当事者意識を高めてもらうようにする。
 - ・いじめや不登校の状況、教員の時間外勤務時間の状況をはじめ、課題となっている事柄や児童生徒のよさについても、保護者や地域と情報共有し、学校としてどのように取り組んでいるのか、運営協議会委員に理解いただくことで信頼関係の

構築や当事者意識につながる。学校の現状を正しく認識いただくことが、「育てたい子供像」の共有や連携・協働活動の前提となることに注意する。

★学校運営協議会委員は特別職非常勤の地方公務員であり、守秘義務がある。情報共有にあたっては、必ず委員に周知し事前に確認するようにする。

【情報共有の内容例】

- 不登校児童生徒の数 推移 相談室登校の人数 個別の事例
- いじめの認知件数 個別の事例
- 学力・学習状況 調査等の結果(教科の正答状況 質問紙の回答状況)
- 教員の時間外勤務時間状況
- 教員の年齢構成
- 支援員の人数、勤務条件
- 進学状況
- 校則
- ネットトラブル など

イ 学校運営方針(目標、ビジョンの共有)

- ・「育てたい子供の姿」について、学校運営協議会で議論し共有することにより、保護者や地域の方に当事者意識をもって学校運営に参画いただくことが可能となる。
- ・その議論を形成する「学校運営方針」は、協議会の権限として承認の手続きが必要となるため、各校において、シンプルで伝わりやすい「グランドデザイン」(A4 1枚程度)を作成するなど工夫して、保護者や地域と共有する。

ウ 活動を伴う情報共有

- ・児童生徒の実態や課題について理解する機会として
学習参観 部活動参観 学校行事への参加 タブレット体験 など

エ 学校運営等に関する意見の申出

○学校運営に関する意見

協議会では、運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。

例)・学校運営の課題として不登校の増加が挙げられていた。学校の中に安心して過ごせる居場所を確保し、学習等の支援が必要であることから、人的配置や予算確保等の対策を講じてもらいたい。

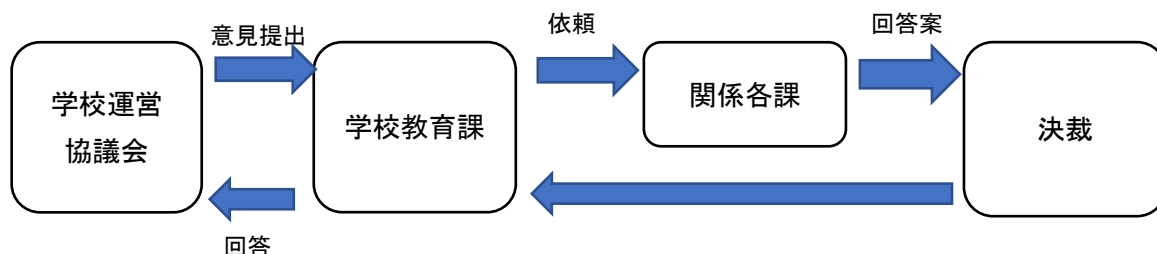
○教職員の任用に関する意見

協議会は、設置校の教職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に関することを除く)について、市教育委員会を通じて任命権者である県教育委員会に対して意見を述べるができる。

例)・若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダーのある教員」の配置を要望
・次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

○意見の申出の流れ

- ・協議会が教育委員会に対して意見を述べるときは、**校長を通じて行い**、また、あらかじめ校長の意見を聴取することと規定していることから、**様式6**で、校長コメントを記載する欄を設けている。【規則第5条】
- ・**学校運営に係る意見については下図のとおりで回答する。**



③ 傍聴希望者への対応

- ・規則第13条により、傍聴希望があった場合は、可能な限り受け入れる。
- ・傍聴希望者には、受付時に氏名、住所を記入。**様式7**
- ・議事によって非公開とする場合は退出を依頼する。

(3) 会議後

① 協議内容の公表

- ・協議後に簡単な記録を作成し、HP等で公開するよう努める。**様式8**

② 協働活動の具体について

- ・協働活動の詳細については、後日日程調整のうえ、関係者で協議する。

5 年度終わり

(1) 提出書類

- ・「学校運営協議会 実施報告書」を提出
学校 → 教育総務課 **様式9** 電子データ
- ・新年度の委員について、「学校運営協議会委員任命に関する申出書」を提出
学校 → 教育総務課 **様式1** 電子データ

(2) 引継ぎ

- ・異動があった場合は、学校運営協議会の成果や課題、第1回期日等について、引継ぎを進める。